

国保だより

— 3月・9月の年2回発行 —

今年度より発行回数が年2回に変更となりました

●「国保だより」バックナンバーのご案内 「国保だより」のバックナンバーを市のHPに掲載していますのでご覧ください

福島市国保だより 106号

編集・発行
福島市市民・文化スポーツ部
国保年金課

国民健康保険についての
問い合わせは
福島市役所国保年金課へ
電話 525-3735
525-3773

福島市の国民健康保険税では 子ども減免がはじまりました！

国民健康保険加入世帯に、**18歳以下(※)の子どもが2人以上いる場合、2人目以降の子どもの均等割額が全額減免**になります。**申請不要**で自動的に**減免**になります。減免額は納税通知書の2ページで確認できます。

ただし下記①②のいずれかに該当する場合は、減免になりません。

- ①令和2年分の所得未申告者がいる世帯
(所得の判定が必要になるため確定申告が必要でない方も所得の申告が必要な場合があります。)
- ②国民健康保険加入者全員の基礎控除後の所得合計が600万円を超える世帯

※18歳以下の子どもとは、令和3年度の場合は、平成15年4月2日以降に生まれた子どものことです。

【注意】今年度18歳の子どもが、来年度19歳になり18歳以下の子どもが1人になると、来年度は減免に該当せず、均等割額が通常通り加算されます。

【減免に該当する子どもの例】

6歳



18歳以下1人目

1歳



18歳以下2人目

減免該当

【減免該当の子どもがいない例】

19歳



15歳



18歳以下1人目

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する国民健康保険税の減免について

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)が、前年(令和2年)の収入と比較して30%以上の減少が見込まれ、一定の要件を満たす世帯
- ②主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った世帯

◇①または②に該当する国民健康保険の世帯については、申請により国民健康保険税の減免が受けられます。詳しくは福島市ホームページをご覧ください。

QRコードは
こちら



【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

令和3年10月1日からお使いいただく被保険者証を 9月下旬にご自宅へ郵送でお届けします。

◇世帯主様へ

同一世帯の国保加入者全員分の被保険者証を、世帯主様あてに送付しております。世帯主様分以外の被保険者証は世帯員様へお渡しください。

◇新しい被保険者証の色は

これまでの「薄茶色」から「薄緑色」に変わりました。

◇70歳～74歳の方

病院、薬局等では、高齢受給者証も提示してください。

◇有効期限について

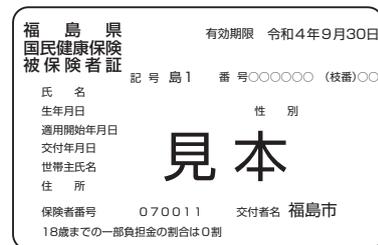
被保険者証の有効期限は原則として「毎年9月30日」です。

ただし、令和4年9月30日までに後期高齢者医療制度に該当する方などには、別の有効期限を表示しています。

◇有効期限の切れた被保険者証について

国保年金課や各支所へ返却いただいた被保険者証は、個人情報漏洩しないように適切に処分します。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735



社会保険に加入したら忘れずに国民健康保険の 喪失手続きをしてください！

お勤め先で、社会保険等(協会けんぽや健康保険組合等の健康保険)に加入したときは、国保年金課、各支所で国民健康保険の喪失手続きをしてください。

詳しくは、福島市ホームページをご覧ください。

福島市ホームページから手続きができます。



【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

マイナンバーカードが健康保険証

として利用できるようになります。

(10月より順次病院等で利用できるようになる予定)

※健康保険証として利用するためには、マイナポータルで申込みが必要です。

(国保年金課の窓口で、申込みのお手伝いができます。)

※病院等へは、健康保険証や高齢受給者証を(医療費の助成を受けている方などは受給資格者証等も)必ず持参してください。

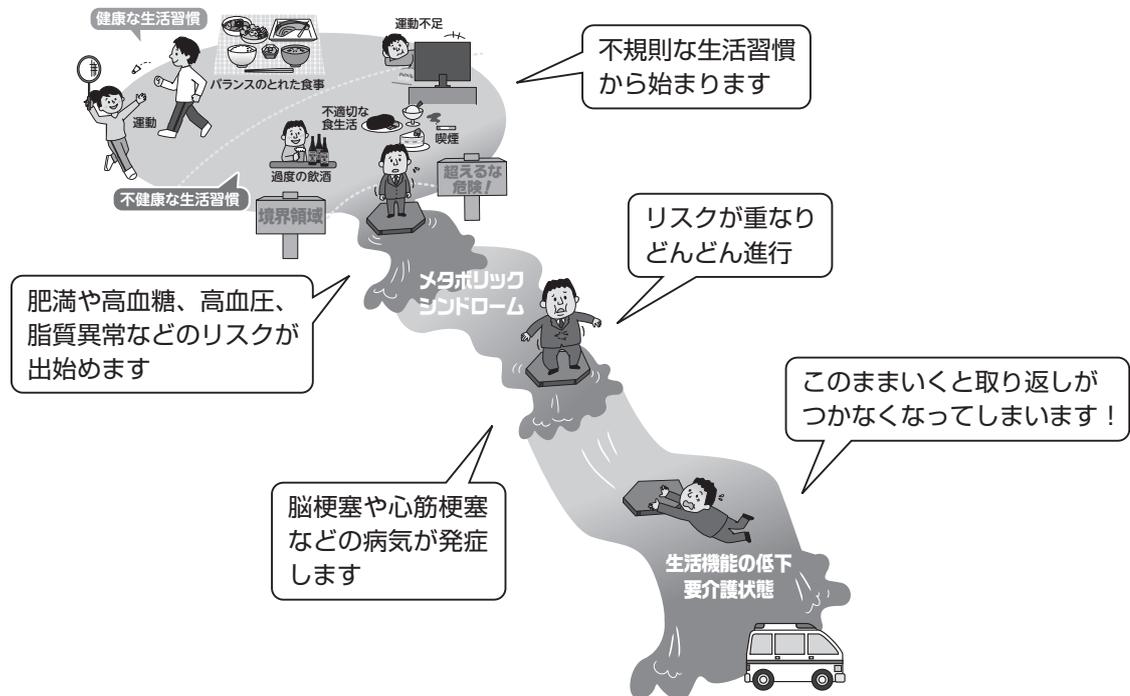
最新の情報は
こちらから



福島市市民検診の特定健診は受診しましたか？

特定健診は、身体計測や血液検査、尿検査などを行い、生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症、心臓病、脳卒中など)を未然に防ぐための健診です。

生活習慣病の多くは自覚症状がありません。自覚症状が現れたときには、かなり深刻な状態まで進行していることもあります。健康に自信がある人でも、年1回はきちんと健診を受けましょう。



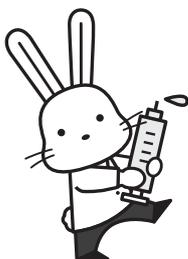
令和3年度福島市市民検診 特定健診が終了間近です！

- ・実施期間：令和3年10月31日まで
- ・実施医療機関：市政日より6月号折込チラシまたは市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 保健予防課 検診予防係 ☎525-7680

ジェネリック医薬品希望シールを活用しましょう！

福島市国民健康保険では、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の更新時期などに配布しています。



ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬の特許が切れた後に作られた薬で、新薬と同じ有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた薬です。同じ効き目でありながら低価格なので、患者さんの薬剤費の負担が軽くなります。
ジェネリック医薬品の利用については、医師、薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

国保税の納付は便利で確実な口座振替で！

【申し込み場所】

1 金融機関窓口

- 1)取扱店舗 福島市内に店舗を持つ金融機関(商工組合中央金庫は除く)
- 2)申込方法 口座振替依頼書を提出(市内の金融機関に備え付けのものがあります)
- 3)必要なもの ①通帳 ②納税通知書 ③届出印

2 市の窓口(納税課、国保年金課、各支所(茂庭・大波出張所を除く))でも、口座振替の手続きができます。

- 1)対象金融機関 東邦銀行 常陽銀行 秋田銀行 荘内銀行
福島銀行 大東銀行 福島信用金庫 東北労働金庫 ゆうちょ銀行
- 2)申込方法 キャッシュカードを通して、暗証番号を入力するだけです。
(お申込みできるのは口座名義人ご本人です)
- 3)必要なもの ①キャッシュカード ②本人確認できるもの(運転免許証、国民健康保険被保険者証等)
③納税通知書

～スマートフォンアプリ収納のご案内～

スマートフォン決済アプリを利用することで「いつでも・どこでも」保険料(税)の納付ができるようになりました！

【利用できるスマートフォンアプリ】

- 1)PayPay(PayPay請求書払い)
- 2)LINE Pay(LINE Pay請求書払い)
- 3)PayB
- 4)支払秘書

詳しくは、市ホームページを
ご覧ください。
QRコードはこちら



【お問い合わせ】 納税課 納税管理係 ☎525-3717

納付が難しいときはご相談を

納付が困難なときは、納税課窓口で納税相談を随時受付しています。
早めにご来庁のうえご相談ください。



【お問い合わせ】 納税課 納税第一係 ☎573-4071 納税第二係 ☎573-4072 納税第三係 ☎573-4073

後期高齢者医療制度加入の皆様へ

◇後期高齢者医療保険料減免の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業などの収入に相当の減少がある世帯の被保険者の方は、保険料の減免を受けることができます。

詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724